



佐賀県公報

平成19年
7月20日
(金曜日)
第12932号

平成十九年七月二十日

佐賀県知事

古川

康

(◎印は、県例規集に登録するもの)

目次

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業所及び指定介護予防サ-

ビス事業所の名称の変更 (三八五・長寿社会課) 一

○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業所の名称の変更 (三八六・) 二

○道路の区域の変更 (三八七・道路課) 二

○道路の供用開始 (三八八・) 三

○道路の区域の変更 (三八九・) 三

○ " (三九〇・) 三

公 告

○落札者等の公示 (情報・業務改革課) 四

○大規模小売店舗の新設に関する公示 (商 工 課) 四

○都市計画の変更に伴う関係図書の写しの縦覧 (下 水 道 課) 五

教育委員会事項

○平成十九年度佐賀県立高等学校・中学校生徒募集定員 (公 告) 六

公安委員会事項

○警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習の実施 (公 告) 八

○機械警備業務管理者講習の実施 (") 九

○ 告 示

◎佐賀県告示第三百八十五号

介護保険法(平成十九年法律第百二十三号)第七十五条及び第百十五条の五の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者から次のとおり事業所の名称を変更した旨の届出があった。

サービスの種類		名称		所在地		変更年月日	
訪問介護及び介護予防訪問介護	訪問介護及び介護予防訪問介護	旧	新	旧	新	旧	新
栄荘ホームヘルプサービス	栄荘ホームヘルプサービス	栄荘ホームヘルプサービス	栄荘ホームヘルプサービス	唐津市栄町二五八八番地一九	唐津市栄町二五八八番地一九		
社会福祉法人からつ福祉会栄荘ホームヘルプサービス	社会福祉法人からつ福祉会栄荘ホームヘルプサービス	社会福祉法人からつ福祉会栄荘ホームヘルプサービス	社会福祉法人からつ福祉会栄荘ホームヘルプサービス	唐津市栄町二五八八番地一九	唐津市栄町二五八八番地一九		
栄荘デイサービス	栄荘デイサービス	栄荘デイサービス	栄荘デイサービス	唐津市栄町二五八八番地一九	唐津市栄町二五八八番地一九		
社会福祉法人からつ福祉会栄荘デイサービス	社会福祉法人からつ福祉会栄荘デイサービス	社会福祉法人からつ福祉会栄荘デイサービス	社会福祉法人からつ福祉会栄荘デイサービス	唐津市栄町二五八八番地一九	唐津市栄町二五八八番地一九		
短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護	短期入所生活介護	潮荘ホームヘルプサービス	潮荘ホームヘルプサービス	唐津市鎮西町打上三〇七五番地一	唐津市鎮西町打上三〇七五番地一		
訪問介護及び介護予防訪問介護	訪問介護及び介護予防訪問介護	社会福祉法人からつ福祉会潮荘ショートステイ	社会福祉法人からつ福祉会潮荘ショートステイ	唐津市鎮西町打上三〇七五番地一	唐津市鎮西町打上三〇七五番地一		
介護予防短期入所生活介護	介護予防短期入所生活介護	潮荘ショートステイサービス	潮荘ショートステイサービス	唐津市鎮西町打上三〇七五番地一	唐津市鎮西町打上三〇七五番地一		
訪問介護及び介護予防訪問介護	訪問介護及び介護予防訪問介護	社会福祉法人からつ福祉会潮荘ショートステイサービス	社会福祉法人からつ福祉会潮荘ショートステイサービス	唐津市鎮西町打上三〇七五番地一	唐津市鎮西町打上三〇七五番地一		
訪問介護及び介護予防訪問介護	訪問介護及び介護予防訪問介護	浜玉荘ホームヘルプサービス	浜玉荘ホームヘルプサービス	唐津市浜玉町東山田二二九九番地	唐津市浜玉町東山田二二九九番地		
訪問介護及び介護予防訪問介護	訪問介護及び介護予防訪問介護	浜玉荘	浜玉荘	唐津市浜玉町東山田二二九九番地	唐津市浜玉町東山田二二九九番地		
訪問介護及び介護予防訪問介護	訪問介護及び介護予防訪問介護	浜玉荘訪問入浴サービス	浜玉荘訪問入浴サービス	唐津市浜玉町東山田二二九九番地	唐津市浜玉町東山田二二九九番地		
訪問介護及び介護予防訪問介護	訪問介護及び介護予防訪問介護	浜玉荘	浜玉荘	唐津市浜玉町東山田二二九九番地	唐津市浜玉町東山田二二九九番地		
通所介護及び介護予防通所介護	通所介護及び介護予防通所介護	浜玉荘	浜玉荘	唐津市浜玉町東山田二二九九番地	唐津市浜玉町東山田二二九九番地		
通所介護及び介護予防通所介護	通所介護及び介護予防通所介護	浜玉荘	浜玉荘	唐津市浜玉町東山田二二九九番地	唐津市浜玉町東山田二二九九番地		

短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新
浜玉荘	ス	浜玉荘	特別養護老人ホーム作礼荘	ス	作礼荘	デイサービスセンター作礼荘	作礼荘	作礼荘	作礼荘	作礼荘	作礼荘	作礼荘	作礼荘	作礼荘
唐津市相知町中山	唐津市相知町中山	唐津市相知町中山	唐津市相知町中山	唐津市相知町中山	唐津市相知町中山	唐津市相知町中山	唐津市相知町中山	唐津市相知町中山	唐津市相知町中山	唐津市相知町中山	唐津市相知町中山	唐津市相知町中山	唐津市相知町中山	唐津市相知町中山

●佐賀県告示第三百八十六号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり事業所の名称を変更した旨の届出があった。

平成十九年七月二十日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	変更年月日
栄荘居宅介護支援センター	唐津市栄町二五八八番地一九	平成一九・六・一
社会福祉法人からつ福祉会栄荘居宅介護支援センター	唐津市浜玉町東山田二三九九番地	平成一九・六・一
浜玉荘	唐津市相知町中山三五四四番地	平成一九・六・一
作礼荘居宅介護支援センター	唐津市相知町中山三五四四番地	平成一九・六・一
作礼荘在宅介護支援センター	唐津市相知町中山三五四四番地	平成一九・六・一

●佐賀県告示第三百八十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十九年七月二十日から平成十九年八月二十日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年七月二十日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	区間	変更前後の別	幅員メートル	延長メートル
一般国道二〇四号	唐津市呼子町殿ノ浦字ミズシリ四二四番一〇地先から唐津市鎮西町名護屋字殿山一四二〇番一地先まで	後	六八・〇	四四〇・〇
一般国道二〇四号	唐津市呼子町殿ノ浦字ミズシリ四二四番一〇地先から唐津市鎮西町名護屋字殿山一四二〇番一地先まで	前	六三・〇	四四〇・〇

●佐賀県告示第三百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十九年七月二十日から平成十九年八月二十日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年七月二十日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 二〇四号	唐津市呼子町殿ノ浦字ミズシリ四二四番一〇地先から 唐津市鎮西町名護屋字殿山一四二〇番一地先まで	平成一九・七・二〇

●佐賀県告示第三百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十九年七月二十日から平成十九年八月二十日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年七月二十日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区間		変更前後の別	区域	
	前	後		幅員 メートル	延長 メートル

県道 佐賀川久保 鳥栖線	神崎市神崎町城原字山崎一二四〇番一地先から 神崎市神崎町城原字熊谷一四九二番一地先まで	神崎市神崎町城原字山崎一二四〇番一地先から 神崎市神崎町城原字熊谷一四九二番一地先まで	後	四七・〇 、 一〇・九	三四一・二
	神崎市神崎町城原字熊谷一四九二番一地先まで	神崎市神崎町城原字熊谷一四九二番一地先まで	前	七・〇 、 二〇・〇	三四二・六

●佐賀県告示第三百九十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十九年七月二十日から平成十九年八月二十日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年七月二十日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路		変更前 後の別	区 域	
	区	間		幅 メートル	延 メートル
県道 若宮鶴線	神埼市神埼町城原字熊谷一五〇 六番三地先から 神埼市神埼町鶴字秀鶴一〇五七 番一地先まで	神埼市神埼町城原字熊谷一五〇 六番三地先から 神埼市神埼町鶴字秀鶴一〇五七 番一地先まで	後	三〇・八	一、一一二〇・六
				一四・一	
若宮鶴線	神埼市神埼町鶴字秀鶴一〇五七 番一地先まで	神埼市神埼町鶴字秀鶴一〇五七 番一地先まで	前	三〇・八	一、一一一四・三
				六・六	

○ 公 告

次のとおり落札者等について公告します。

平成19年7月20日
収支等命令者

佐賀県統括本部情報・業務改革課長 志 波 幸 男

- 1 購入物品の名称及び数量
ノート型パーソナルコンピュータ一式 1,453台
- 2 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 3 入札公告を行った日
平成19年4月18日
- 4 落札者を決定した日
平成19年5月30日

5 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

佐賀リコー株式会社

代表取締役 寺島 典夫

(2) 住所

佐賀市兵庫町大字瓦町四本松1082番地

6 落札金額

144,288,690円 (消費税及び地方消費税を含む。)

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

佐賀県統括本部情報・業務改革課

(2) 所在地

佐賀県佐賀市内一丁目1番59号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。

平成19年7月20日

佐賀県知事 古 川 康

1 大規模小売店舗の新設に係る届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

コメリH&G佐賀神埼店・ファミリーマート神埼本告牟田店

(2) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行なう者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗を設置する者

株式会社コメリ

株式会社コメリ

<p>代表取締役 捧 雄一郎 新潟県新潟市南区清水4501番地1</p> <p>(イ) 石井 日出登 佐賀県神埼市神埼町本告牟田739番地2</p> <p>イ 大規模小売店舗において小売業を行う者</p> <p>(ウ) 株式会社コメリ 代表取締役 捧 雄一郎 新潟県新潟市南区清水4501番地1</p> <p>(イ) 株式会社フアミリーマート 代表取締役 上田 準二 東京都豊島区東池袋四丁目26番10号</p> <p>(3) 大規模小売店舗の新設をする日 平成20年3月4日</p> <p>(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,138平方メートル</p> <p>(5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項</p> <p>ア 駐車場の位置及び収容台数</p> <p>(イ) 建物A・建物B北側 50台</p> <p>(イ) 建物B南側 15台</p> <p>イ 駐輪場の位置及び収容台数</p> <p>(イ) 建物A北西側 6台</p> <p>(イ) 建物B北西側 10台</p> <p>ウ 荷さばき施設の位置及び面積</p> <p>(イ) 建物A北側 72平方メートル</p> <p>(イ) 建物B南西側 36平方メートル</p> <p>エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量</p> <p>(イ) 建物A内北東側 6.93立方メートル</p>	<p>(イ) 建物B南側 10.56立方メートル</p> <p>(6) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項</p> <p>ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻</p> <p>(イ) 株式会社コメリ 午前9時から午後8時まで</p> <p>(イ) 株式会社フアミリーマート 24時間営業</p> <p>イ 乗客が駐車場を利用することができる時間帯 24時間</p> <p>ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 敷地西側 3箇所</p> <p>エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯</p> <p>(イ) 荷さばき施設A 午前6時から午後9時まで</p> <p>(イ) 荷さばき施設B 24時間</p> <p>2 届出年月日 平成19年7月3日</p> <p>3 関係書類の縦覧</p> <p>(1) 縦覧場所 佐賀県農林水産商工本部商工課</p> <p>(2) 縦覧期間 平成19年7月20日から 平成19年11月19日まで</p> <p>4 その他 法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県農林水産商工本部商工課(郵便番号840-8570 佐賀市内一丁目1番59号)に提出してください。</p> <p>都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第</p>
--	---

20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成19年7月20日

佐賀県知事 古川 康

- 1 都市計画の種類及び名称
唐津都市計画下水道 唐津市公共下水道(浜玉処理区)
- 2 縦覧場所
佐賀県県土づくり本部下水道課

○ 教育委員会事項

平成20年度佐賀県立高等学校・中学校生徒募集定員は、次のとおりです。
平成19年7月20日

佐賀県教育委員会
委員長 安 永 宏

- 1 平成20年度佐賀県立高等学校生徒募集定員
〔全日制課程〕

学校名	学科・コース名	学級数	定員	計
1 鳥 栖	普通科	6	240	240
2 三養基	普通科	5	200	200
3 神 埼	普通科	4	160	160
4 佐賀東	普通科 普通科体育コース	7 1	280 40	320
5 佐賀西	普通科	8	320	320
6 佐賀北	普通科 普通科芸術コース	7 1	280 40	320

7	致遠館 (※1)	普通科人文コース 理数科	3	120 120	240
8	小 城	普通科	6	240	240
9	唐津東	普通科	6	240	240
10	唐津西	普通科 普通科英語コース	5 1	200 40	240
11	厳 木	普通科	4	160	160
12	唐津青翔	普通科	4	160	160
13	伊万里	普通科	6	240	240
14	武 雄 (新設)(※2)	普通科	7	280	280
15	白 石	普通科	4	160	160
16	鹿 島	普通科 普通科理数コース	4 1	160 40	200
17	太 良	普通科	2	80	80
18	牛 津	生活経営科 服飾デザイン科 食品調理科食品栄養コース 食品調理科調理師コース	1 1 1 1	40 40 40 40	160
19	高志館	食品流通科 園芸工学科 緑地土木科	1 1 1	40 40 40	120
20	唐津南	生産技術科 食品流通科 生活教養科	1 1 1	40 40 40	120
21	伊万里農林	生物生産科 食品化学科	1 1	40 40	120

		森林工学科	1	40		
22	佐賀農業	生産科学科 食品産業科 生活文化科 農業土木科	1 1 1 1	40 40 40 40	160	
23	鳥栖工業	機械科 電子機械科 電気科 建築科 土木科	2 1 1 1 1	80 40 40 40 40	240	
24	佐賀工業	機械科 電気科 電子情報科 建築科	2 2 2 1	80 80 80 40	280	
25	唐津工業	機械科 電気科 建築科 土木科	1 1 1 1	40 40 40 40	160	
26	有田工業	機械科 電気科 セラミックス科 デザイン科	2 1 1 1	80 40 40 40	200	
27	塩田工業	機械科 情報技術科 電気科 建築科	1 1 1 1	40 40 40 40	160	
28	鳥栖商業	商業科	3	120	200	
		流通経済科 情報管理科 商業科 国際経済科 情報処理科	1 1 4 1 2	40 40 160 40 80		
	29	佐賀商業	商業科 国際経済科 情報処理科	4 1 2	160 40 80	280
	30	唐津商業	商業科 会計科	3 1	120 40	160
	31	伊万里商業	商業科 情報処理科	3 1	120 40	160
	32	杵島商業	商業科 情報処理科	2 1	80 40	120
	33	鹿島実業	商業科 情報処理科 生活経営科 食品調理科	1 1 1 1	40 40 40 40	160
	34	神埼清明	総合学科	4	160	160
	35	多久	総合学科	4	160	160
	36	嬉野	総合学科	4	160	160
		県 合 計	177	7,080	7,080	

(※1) ただし、致遠館高等学校の致遠館中学校以外からの募集は、各学科とも40人程度とする。

(※2) 武雄(新設)は平成19年4月開校

[定時制課程]

学校名	学科・コース名	学級数	定員	計
1 鳥栖	普通科	1	40	40
2 鳥栖工業	機械・電気科	1	40	40

3	佐賀工業	機械・電気科	1	40	40
4	有田工業	セラミックス・デザイン科	1	40	40
5	佐賀商業	総合文化科	1	40	40
6	唐津商業	商業科	1	40	40
7	伊万里商業	商業科	1	40	40
	県	合計	7	280	280

2 平成20年度佐賀県中学校生徒募集定員

	学校名	学級数	定員
1	致遠館中学校	4	160
2	唐津東中学校	3	120
3	香楠中学校	3	120
4	武雄青陵中学校	4	160

○ 公安委員会事項

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習のうち、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則（平成17年国
家公安委員会規則第18号）附則第2条の規定による警備員指導教育責任者講習
（以下「特例措置講習」という。）を次のとおり実施します。

平成19年7月20日

佐賀県公安委員会

委員長 内 田 健

1 特例措置講習に係る警備業務の区分及び期日

(1) 区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務

(2) 期日

平成19年8月29日（水曜日）から平成19年8月31日（金曜日）までの3日間（各日とも午前8時から午後5時30分まで）

2 実施場所

株式会社かわでん九州工場研修施設（佐賀市大和町大字川上4583番地1）

3 受講対象者

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）による改正前の法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証（以下「旧資格証」という。）を有する者

4 受講定員

50人（予定。先着順とする。）

5 受講申込期間、申込先等

(1) 申込期間

平成19年8月2日（木曜日）から平成19年8月8日（水曜日）までの午前8時30分から午後5時まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(2) 申込先及び方法

住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課（住所地及び営業所の所在地がいずれも佐賀県外である者は、県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課）へ持参してください。

(3) 提出書類

ア 受講申込書

イ 旧資格者証の写し

6 講習手数料等

(1) 講習手数料は、23,000円です。

(2) 手数料は、受講申込書提出時に佐賀県収入証紙により納付してください。なお、いったん納付された手数料は、受講を取り消した場合又は受講し

なかった場合でも返還はできません。

7 講習の委託

この講習は、社団法人佐賀県警備業協会（佐賀市松原一丁目1番1号）に委託して行います。

8 その他

(1) 持参する物

講習を受ける際は、筆記具、ノート類及び印鑑を持参してください。

(2) 問い合わせ先

佐賀県警察本部生活安全企画課（電話代表0952-24-1111 内線3033・30

34）又は社団法人佐賀県警備業協会（電話代表0952-22-0954）

警備業法（昭和47年法律第117号）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習を次のとおり実施します。

平成19年7月20日

佐賀県公安委員会

委員長 内 田 健

1 期日

平成19年9月5日（水曜日）から平成19年9月7日（金曜日）までの3日間（各日とも午前8時から午後5時30分まで）

2 実施場所

株式会社かわでん九州工場研修施設（佐賀市大和町大字川上4583番地1）

3 受講定員

20人（予定。先着順とする。）

4 受講申込期間、申込先等

(1) 申込期間

平成19年8月3日（金曜日）から平成19年8月9日（木曜日）までの午前8時30分から午後5時まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(2) 申込先

住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・

刑事課（住所地及び営業所の所在地がいずれも佐賀県外である者は、県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課）

なお、郵送による申込みは受け付けません。

(3) 提出書類

受講申込書

5 講習手数料等

(1) 講習手数料は、38,000円です。

(2) 手数料は、受講申込書提出時に佐賀県収入証紙により納付してください。

なお、いったん納付された手数料は、受講を取り消した場合又は受講しなかった場合でも返還はできません。

6 講習の委託

この講習は、社団法人佐賀県警備業協会（佐賀市松原一丁目1番1号）に委託して行います。

7 その他

(1) 持参する物

講習を受ける際は、筆記具、ノート類及び印鑑を持参してください。

(2) 問い合わせ先

佐賀県警察本部生活安全企画課（電話代表0952-24-1111 内線3033・30

34）又は社団法人佐賀県警備業協会（電話代表0952-22-0954）

購読料 一か年三二、二〇〇円（送料共）
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者 平成十九年七月二十日印刷及び発行
佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷